

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 告 示	
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	2
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	3
○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（2件）【環境局環境監視部環境監視課】	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】	6
◇ 公 告	
○ 北九州市環境影響評価条例の規定による対象事業内容変更届出書の提出【環境局環境監視部環境監視課】	19
◇ 訓 令	
○ 北九州市職員人事評価規程の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】	20

北九州市告示第 397 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 2 の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第 58 条の 11 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
キッズライン（古田 梓沙）	認可外保育施設	居宅訪問型保育事業の所在地は個人情報のため公示しておりません。	古田 梓沙	令和 5 年 10 月 18 日
キズナシッター（鶴 実穂）	認可外保育施設	居宅訪問型保育事業の所在地は個人情報のため公示しておりません。	鶴 実穂	令和 5 年 10 月 26 日

北九州市告示第 398 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 第 1 項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
産前産後ケアステーションにこり	認可外 保育施設	北九州市八幡 西区則松七丁 目 9 番 23 号	特定非営利活 動法人にこり	令和 5 年 1 0 月 4 日

北九州市告示第 399 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 5 年 11 月 9 日

北九州市長 武内和久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市小倉北区大手町 15 番 12 の一部、15 番 13 の一部、15 番 16 及び 15 番 17

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

北九州市告示第400号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和5年11月9日

北九州市長 武内和久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市小倉北区高見台2752番1、2803番1、2837番1及び2840番3の各一部並びに2836番7

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

北九州市告示第401号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和5年11月9日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町13番2号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所
取締役北九州事業所長 乗松達也

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町13番2号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア) B-9及びB-10

名称	B-9	B-10
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	1200 / 時間	2000 / 時間

(イ) B-11及びB-12

名称	B-11	B-12
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	250kg / 時間	1200 / 時間

(ウ) B-13及びB-14-1

名称	B-13	B-14-1
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	50 / 時間	2.00 / 回

(エ) B-14-2及びB-15

名称	B-14-2	B-15
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	2.00 / 回	600 / 時間

(オ) B-16及びB-17

名称	B-16	B-17
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	13g / 回	13g / 回

(カ) B-18及びB-19-1

名称	B-18	B-19-1
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	50 / 時間	2.40 / 回

(キ) B-19-2及びB-20

名称	B-19-2	B-20
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	2.40 / 回	228ml / 回

(ク) B-21及びB-22

名称	B-21	B-22
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	4ℓ /回	20mℓ /回

(ケ) B-23及びB-24

名称	B-23	B-24
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	1.6ℓ /回	3ℓ /回

(コ) B-25及びB-26

名称	B-25	B-26
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機
能力	4ℓ /回	4ℓ /回

(サ) B-27及びC-29

名称	B-27	C-29
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	3ℓ /回	68m ³ /分

(シ) C-30及びC-31

名称	C-30	C-31
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる廃ガス洗浄施設	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号口に掲げる廃ガス洗浄施設
能力	68m ³ /分	100m ³ /分

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

(ア) B-9及びB-10

名称	B-9	B-10
使用時間間隔	1回/日	2回/週
1日当たりの使用時間	12時間/回	8時間/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(イ) B-11及びB-12

名称	B-11	B-12
使用時間間隔	1回/年	2回/日
1日当たりの使用時間	1.5時間/回	8時間/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(ウ) B-13及びB-14-1

名称	B-13	B-14-1
使用時間間隔	0~1回/日	3~4回/日
1日当たりの使用時間	0.5時間/回	10分/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(エ) B-14-2及びB-15

名称	B-14-2	B-15
使用時間間隔	3~4回/日	2回/年
1日当たりの使用時間	10分/回	6時間/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(オ) B-16及びB-17

名称	B-16	B-17
----	------	------

使用時間間隔	1回/週	1回/週
1日当たりの使用時間	8時間/回	8時間/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(カ) B-18及びB-19-1

名称	B-18	B-19-1
使用時間間隔	1～2回/日	1～2回/週
1日当たりの使用時間	1時間/回	0.25時間/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(キ) B-19-2及びB-20

名称	B-19-2	B-20
使用時間間隔	1～2回/週	3～4回/月
1日当たりの使用時間	0.25時間/回	1時間/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(ク) B-21及びB-22

名称	B-21	B-22
使用時間間隔	1～2回/月	1～5回/週
1日当たりの使用時間	30分/回	60分/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(ケ) B-23及びB-24

名称	B-23	B-24
----	------	------

使用時間間隔	1～10回/日	1～5回/月
1日当たりの使用時間	30分/回	60分/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(コ) B-25及びB-26

名称	B-25	B-26
使用時間間隔	5回/日	1～2回/日
1日当たりの使用時間	10分/回	0.25時間/回
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(サ) B-27及びC-29

名称	B-27	C-29
使用時間間隔	1～2回/日	8:00～18:00
1日当たりの使用時間	0.25時間/回	10時間
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(シ) C-30及びC-31

名称	C-30	C-31
使用時間間隔	8:00～18:00	8:00～18:00
1日当たりの使用時間	10時間	10時間
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

(ア) B-9及びB-10

名称	B-9	B-10
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 1.1 最大 1.5	通常 0.08 最大 0.08
水素イオン濃度	通常 10.5 最大 10.8	通常 8.0 最大 8.5
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 5	通常 0 最大 5
浮遊物質量 (mg/l)	通常 98 最大 150	通常 120 最大 300
窒素含有量 (mg/l)	通常 1,500 最大 1,800	通常 700 最大 1,000
りん 含有量 (mg/l)	通常 0 最大 5	通常 0 最大 5

(イ) B-11及びB-12

名称	B-11	B-12
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0.4 最大 0.4	通常 0.6 最大 0.6
水素イオン濃度	通常 11 最大 11	通常 8.0 最大 8.5
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 900,000 最大 1,300,000	通常 0 最大 5
浮遊物質量 (mg/l)	通常 3 最大 4	通常 120 最大 300
窒素含有量 (mg/l)	通常 50 最大 55	通常 700 最大 1,000
りん 含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 5

(ウ) B-13及びB-14-1

名称	B-13	B-14-1
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0.003 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
水素イオン濃度	通常 9.0	通常 3

	最大 11.0	最大 3
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 100 最大 500	通常 1,700 最大 1,700
浮遊物質量 (mg/l)	通常 1,000 最大 3,000	通常 0 最大 0.1
窒素含有量 (mg/l)	通常 100 最大 500	通常 0 最大 0
リン含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0

(エ) B-14-2 及び B-15

名称	B-14-2	B-15
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.4 最大 0.4
水素イオン濃度	通常 3 最大 3	通常 8.7 最大 8.7
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1,700 最大 1,700	通常 11 最大 11
浮遊物質量 (mg/l)	通常 0 最大 0.1	通常 2,900 最大 2,900
窒素含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 80 最大 80
リン含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 1未満 最大 1未満

(オ) B-16 及び B-17

名称	B-16	B-17
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0.000125 最大 0.00013	通常 0.00012 最大 0.00013
水素イオン濃度	通常 4.0 最大 4.0	通常 4.0 最大 4.0
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 110,000 最大 110,000	通常 110,000 最大 110,000
浮遊物質量 (mg/l)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5

窒素含有量 (mg/l)	通常 1,700 最大 1,700	通常 1,700 最大 1,700
リン含有量 (mg/l)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満

(カ) B-18及びB-19-1

名称	B-18	B-19-1
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0.001 最大 0.002	通常 0.0072 最大 0.015
水素イオン濃度	通常 10.2 最大 10.2	通常 9.0 最大 10.5
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 5 最大 5	通常 0 最大 0
浮遊物質 (mg/l)	通常 190 最大 190	通常 0 最大 0.1
窒素含有量 (mg/l)	通常 10未満 最大 10未満	通常 0.01 最大 0.05
リン含有量 (mg/l)	通常 3 最大 3	通常 0 最大 0

(キ) B-19-2及びB-20

名称	B-19-2	B-20
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0.0072 最大 0.015	通常 0.0018 最大 0.0019
水素イオン濃度	通常 9.0 最大 10.5	通常 10.2 最大 10.2
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 5 最大 5
浮遊物質 (mg/l)	通常 0 最大 0.1	通常 190 最大 190
窒素含有量 (mg/l)	通常 0.01 最大 0.05	通常 0 最大 0
リン含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 3 最大 3

(ク) B-21及びB-22

名称	B-21	B-22
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0.005 最大 0.015	通常 0.0001 最大 0.0005
水素イオン濃度	通常 6.0 最大 7.0	通常 10.5 最大 12.0
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
浮遊物質 (mg/l)	通常 0 最大 0.1	通常 0 最大 0.1
窒素含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0.05 最大 1
リン含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0

(ケ) B-23及びB-24

名称	B-23	B-24
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0.0001 最大 0.0005	通常 0.0001 最大 0.0015
水素イオン濃度	通常 10.5 最大 12.0	通常 10.5 最大 12.0
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
浮遊物質 (mg/l)	通常 0 最大 0.1	通常 0 最大 0.1
窒素含有量 (mg/l)	通常 0.05 最大 1	通常 0.05 最大 1
リン含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0

(コ) B-25及びB-26

名称	B-25	B-26
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0.0001 最大 0.0005	通常 0.001 最大 0.002
水素イオン濃度	—	通常 9.5 最大 10.0

化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 5
浮遊物質量 (mg/l)	通常 0.1 最大 0.2	通常 50 最大 100
窒素含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
磷含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0

(サ) B-27及びC-29

名称	B-27	C-29
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0.0004 最大 0.0008	通常 0.003 最大 0.003
水素イオン濃度	通常 9.5 最大 10.0	通常 6 最大 8
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 5	通常 0 最大 0
浮遊物質量 (mg/l)	通常 50 最大 100	通常 0 最大 2未満
窒素含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0.01
磷含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0

(シ) C-30及びC-31

名称	C-30	C-31
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0.004 最大 0.004	通常 0.05 最大 0.05
水素イオン濃度	通常 4 最大 5	通常 9~10 最大 10.5
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
浮遊物質量 (mg/l)	通常 1未満 最大 2未満	通常 0 最大 0
窒素含有量	通常 0.005	通常 700

(mg/l)	最大 0.01	最大 800
燐含有量 (mg/l)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	—	通常 0～1 最大 1

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

ア 廃水処理施設

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 11,392 最大 12,988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 27 最大 42	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 40 最大 60	同左
燐含有量 (mg/l)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/l)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 4 最大 8	同左
窒素 (アンモニア性窒素等) (mg/l)	通常 40 最大 60	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排水水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 11,392 最大 12,988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 27 最大 42	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
磷含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素 (アンモニア性窒素等) (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年11月9日から同年11月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和5年11月30日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第748号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第20条第1項の規定により対象事業内容変更届出書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月9日

北九州市長 武内和久

1 事業者の氏名及び住所

ジャパンウェイト株式会社

代表取締役 中西広幸

神戸市東灘区魚崎浜町21番地

2 対象事業の名称

廃棄物焼却施設の更新 / 廃棄物発電施設の建設事業

3 変更事項及び変更内容

事業者の 名称	変更前	アサヒプリテック株式会社
	変更後	ジャパンウェイト株式会社

4 変更年月日

令和5年4月1日

5 変更理由

商号変更のため

北九州市訓令第5号

庁中一般

北九州市職員人事評価規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年11月9日

北九州市長 武内和久

北九州市職員人事評価規程の一部を改正する訓令

北九州市職員人事評価規程（昭和43年北九州市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「総務局人事部人事課に属する事務を担当する」を「市長、」に改める。

別表の最終調整者の欄中「副市長」を「市長」に改め、同表の備考を削る。

付 則

この訓令は、令和5年11月9日から施行する。